

自由民主党

政務調査会厚生労働部会長 衛藤 晟一 殿
組織本部厚生関係団体委員長 大村 秀章 殿

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

平成 20 年度税制改正要望書

国の施策として少子化対策は最も重要な課題であります。ところが周知のごとく、産科医療は崩壊の危機に瀕しており、少子化対策の最も重要なこの問題に抜本的な施策が求められるところであります。

産科医療の問題点としては、

- (1) 医師、特に若手の当直業務を担える男性医師の不足
- (2) 30 歳以下の産婦人科医師の 70%が女性となったため、今後ますます日・祝日・夜間の分娩の対応が難しくなる。
- (3) 助産師・看護師の不足。
- (4) 看護師の内診問題を契機として地域の診療所が分娩を止める。
- (5) 医療費の削減が施設の経営を圧迫している。

これらの問題の解決をお願いするところでありますが、重要な使命を直接的に担う産婦人科医、並びに医療機関に対する税制については、現状では必ずしも十分な配慮が施されているとはいえない状況にあります。

これらの点から産科医療の税制面に関しても思い切った改善が望まれるところであり、下記事項について、喫緊の施策として取り上げていただきたいと存じます。

平成 20 年度の税制改正に関する産婦人科としての要望は、日本医師会の「平成 20 年度医療に関する税制に対する意見」にも記載されているとおりであります。税制面でのご配慮を切にお願い申し上げます。

記

1. 無過失補償制度（仮称）の早期発足とその税制上の配慮ならびに関連法規の整備

（１）医療機関が支払う保険料については全額経費または損金とすること。

（２）補償の対象者については受取った補償額を所得税の課税から除外すること。

産科医療事故の多くは脳性麻痺に対するものであり、紛争による高額の賠償金、長期の裁判が産科医師の意欲をなくしています。過失の有無の判断は困難であり、その多くが分娩前に発症していることが明らかになっています。このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、脳性麻痺の患児をすみやかに救済し、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みとして、無過失補償制度（仮称）の創設に向けて準備が進められています。

つきましては、産科医療における無過失補償制度（仮称）の育成と円滑な運営のため、産科医療における無過失補償制度（仮称）において、医療機関が支払う保険料については全額必要経費または損金とすることとし、補償の対象者については受け取った補償額を所得税の課税対象から除外することを要望します。

2. 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。

①分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

②分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。

③分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。

④休日・夜間等の勤務・当直に係わる所得・手当についての特段の配慮。

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の50%軽減措置を講ずるよう要望します。また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成19年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

休日、夜間などの過重な労働が若手医師の産科離れの主な原因となっております。所得・手当に対する所得税の特段の配慮を求めます。

3. 産科救急医療機器に係わる固定資産税の特別措置の適用期限の延長と対象機器の追加対象機器

- (1) 分娩監視装置
- (2) 新生児救急蘇生装置
- (3) 母児搬送用自動車の整備
- (4) 聴覚スクリーニング装置

産婦人科医療分野では、周産期医療システム作りが喫緊の課題となっております。緊急医療時の安全確保上からも、またその後の新生児の良質な発育を援助するためにも、上記装置は必需のものであり、固定資産税の特例措置の適用期限を延長すると共に、これらの医療機器を新たに追加することを要望します。

4. 看護師・准看護師・助産師(以下看護師等)の人材確保を支援するため、看護師等に対する給与所得控除の最低限度額の引き上げ並びに夜間勤務手当の課税の軽減措置を講ずること。

我が国の医療は、医師のもとでの看護師等の献身的な努力によっても支えられていると言っても過言ではありませんが、一連の医療制度改革の中で、看護配置基準の改定等を受けて看護師等の不足・偏在も叫ばれるようになりました。地域によっては看護師等不足のために医療機関の存続を左右する事態も起きています。

我が国は他に類を見ない速度で少子高齢化社会を迎えようとしています。看護師等は、少子化対策として分娩や小児救急等の充実のためにも多くを期待されております。また、高齢化の進展においても、在宅医療や介護の充実のために看護師等は不可欠な存在です。

斯様に、看護師等の人材確保は急務となっておりますが、出産等によって休職し潜在している看護師等の職場復帰を促すための税制面での支援は欠かせません。

よって、潜在看護師等を含め、勤務時間に制約のある者の就労環境を醸成するため、給与所得控除の最低限度額(65万円)を引き上げるとともに、看護師等心身等の負担が過重となる者の夜間勤務手当の課税の軽減措置を講ずるよう要望します。

5 産婦人科医業継承時の相続税、贈与税の制度のさらなる改善

- (1) 産婦人科医業継承資産の課税特例
- (2) 産婦人科有床診療所の課税特例

産婦人科医療は、その医療の特殊性(医事紛争の多発、過酷な労働、従事者の確保など)から、事業を継承するもの、新規開業するものが激減しています。地域医療の確保、医療水準の維持向上が期待できる産婦人科医療機関の円滑な事業継承は極めて重要であります。したがって、両税の制度の改善を要望します。

なお、医療法人の事業継承の場合、改正医療法における新たな制約により事業継承が円滑に行かない場合も想定されますので、税制面とあわせた特例措置等を講じることも要望いたします。